

生産緑地の買取り申出の故障認定基準

	障害事由	判断基準	提出書類
省令第4条第1号イからトまでに該当する故障	(1) 視覚障害	4級の1以上	身体障害者手帳の写し
	(2) 聴覚障害	3級以上	
	(3) 平衡機能障害	3級	
	(4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級	
	(5) 上肢機能障害	4級以上	
	(6) 下肢機能障害	4級以上	
	(7) 体幹機能障害	3級以上	
	(8) 心臓機能障害	4級以上	
	(9) 腎臓機能障害	4級以上	
	(10) 呼吸器機能障害	4級以上	
	(11) ぼうこう又は直腸機能障害	3級以上	
	(12) 小腸機能障害	4級以上	
	(13) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	
	(14) 肝臓機能障害	4級以上	
	(15) 精神障害	2級以上	精神保健福祉手帳の写し

	その他事由	判断基準	提出書類
省令第4条第2号に該当する故障	(1) 1年以上の入院	病院等に1年以上入院し、又は1年以上入院することが確実な故障	入院証明書又は医師の診断書において1年以上の入院が必要と判断できるもの
	(2) 老人ホーム等への入所	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等への入所	入所証明書
	(3) 要介護状態	要介護1から要介護5までに該当	介護保険被保険者証の写し
	(4) 医師の診断及び農業委員会の意見を基に、農業従事不可能な故障を有していると市長が認めるとき	医師の診断書及び農業委員会の意見	事前相談及び申請が必要 ・故障認定申請書 ・医師の診断書

【各種障害等に関する窓口】

●身体・精神障害について
障害福祉課(042-590-1185)

●要介護認定について
高齢福祉課(042-590-1233)